

令和5年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（第2回）

日時：令和6年3月13日（水）15：40～17：00

オンライン開催

次第

1 こども青少年局局長あいさつ

2 令和5年度の重点取組の進捗状況及び6年度の重点取組について

資料3・4

3 意見交換

- ・ 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」
- ・ 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」
- ・ 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」
- ・ 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

4 その他

- ・ 本市におけるこども基本法に基づく市町村こども計画について

資料5

【配布資料】

- 資料1-1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿
- 資料1-2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿
- 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料3 令和5年度の重点取組の進捗状況
- 資料4-1 令和6年度における重点取組について
- 資料4-2 令和6年度における重点取組について（ひとり親家庭等の自立支援）
- 資料4-3 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について
- 資料5 本市におけるこども基本法に基づく市町村こども計画について
- 参考1-1 令和5年11月1日記者発表資料「よこはま子ども・若者相談室」
- 参考1-2 （周知カード）横浜市LINE相談「よこはま子ども・若者相談室」
- 参考2 よこはまこども未来応援ガイドブック

令和5年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議委員名簿

【有識者・支援団体等】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	アオト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代表理事
2	アキバ ユミ 秋 葉 由 美	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜南 管理事業課長
3	イケダ セイジ 池 田 誠 司	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
4	ナカニシ エイチ 中 西 英 一	横浜市主任児童委員協議会 鶴見区代表
5	ハマダ シズエ 濱 田 静 江	社会福祉法人たすけあいゆい理事長 (児童家庭支援センターむつみの木・ゆいの木・さくらの木センター長)
6	マツハシ ヒデユキ 松 橋 秀 之	社会福祉法人日本水上学園(児童養護施設)理事長 特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 副代表理事
7	ユザワ ナオミ 湯 澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教授
8	ワタナベ カツミ 渡 辺 克 美	認定 NPO コロンブスアカデミー 理事長

【行政職員】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	イマイ ナツコ 今 井 夏 子	戸塚区川上保育園 園長
2	フカミ ジュンイチロウ 深 海 淳 一 郎	こども青少年局 西部児童相談所長
3	サンペイ アツシ 三 瓶 淳	城郷小学校 校長

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局出席者名簿（R5）

所属・補職		氏 名
局長	こども青少年局長	吉 川 直 友
部長	こども青少年局副局長（総務部長）	福 嶋 誠 也
	こども青少年局こども福祉保健部長	武 居 秀 顕
課長	こども青少年局企画調整課長	柿 沼 千 尋
	こども青少年局青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	こども青少年局青少年相談センター所長	小 栗 由 美
	こども青少年局放課後児童育成課長	佐 藤 治 憲
	こども青少年局こども家庭課長	藤 浪 博 子
	こども青少年局地域子育て支援課長	五 十 川 聡
	こども青少年局こどもの権利擁護課長	上 原 嘉 明
	こども青少年局こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真 舘 裕 子
	こども青少年局中央児童相談所支援課長	袋 和 美
	こども青少年局保育・教育支援課幼保小連携担当課長	田 村 憲 一
	こども青少年局保育・教育運営課長	岡 本 今 日 子
	政策局政策課基本戦略推進担当課長	飯 田 学
	健康福祉局企画課長	高 木 美 岐
	健康福祉局福祉保健課長	江 塚 直 也
	教育委員会事務局教育政策推進課長	浦 田 晴 香
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	須 山 次 郎
	教育委員会事務局小中学校企画課長	高 橋 義 成
	教育委員会事務局高校教育課長	宮 村 浩 文
	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長	末 吉 和 弘
教育委員会事務局北部学校教育事務所指導主事室長	谷 石 宏 之	
係長	こども青少年局企画調整課企画調整係長	宗 川 淳
	こども青少年局こども家庭課担当係長	萩 原 順 一
	健康福祉局企画課担当係長	楠 田 裕 司
	健康福祉局生活支援課自立支援担当係長	鈴 木 大 輔
	教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	阿 部 栄 一

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号 (こども青少年局長決裁)
最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号 (こども青少年局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議(以下、「計画推進会議」という。)の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」(以下、「計画」という。)に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 支援に係る事業・取組の実施に関すること。

(委員)

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会議)

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(分科会)

第 5 条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(謝金)

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

(意見の聴取等)

第 7 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議(分科会を含む)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

令和 5 年度の重点取組の進捗状況（令和 6 年 2 月末時点）

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和 6 年 2 月末の状況
寄り添い型生活支援事業 ≪こども青少年局 青少年育成課≫ 【登録者数等】 H29 年 3 月末時点 157 人・8 か所 R5 年 11 月末時点 354 人・21 か所	養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣（食事、歯磨き、宿題など）の習得のための支援を実施します。また、 <u>支援者を対象とした研修を実施し、支援者のスキル向上と支援内容の標準化を図ります。</u> ○実施か所数 18 区・21 か所	養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣（食事、歯磨き、宿題など）の習得のための支援を 18 区・21 か所で実施しています。支援者を対象とした研修を実施し、支援者のスキル向上と支援内容の標準化に取り組みました。
寄り添い型学習支援事業 ≪健康福祉局生活支援課≫ 【登録者数等】 H29 年 3 月 1,000 人・26 か所 R5 年 12 月 1,061 人・40 か所	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。 ○実施か所数 18 区・40 か所（4 年度：41 か所）	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。 ○実施か所数 18 区・40 か所（4 年度：41 か所）
放課後学び場事業 ≪教育委員会事務局 学校支援・地域連携課≫ 【実施校数】 H28 21 校（中学校） R5 108 校（小中学校）	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施します。 ○実施校： 36 校（小学校）、72 校（中学校※） ※うち、4 年度から新たに企業や NPO 法人による運営を委託（7 校）	37 校（小学校）、70 校（中学校※） ※うち、4 年度から新たに企業や NPO 法人による運営を委託（7 校）
就学奨励事業 ≪教育委員会事務局 学校支援・地域連携課≫	小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助し、就学を奨励します。また、小・中学校への入学前に学用品等を購入するための入学準備費の支給を実施します。 小学校・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減することを目的として、就学奨励費を支給します。	就学援助は年度内最終申請受付をしています。また、第 3 期の支給事務を行っています。私立学校等就学奨励費や夜間学級就学奨励費については、年度内最終の活動費の請求を受け付けています。 個別支援学級就学奨励費については、個別支援学級に通う児童生徒にかかる後期分や活動費、通級指導教室通学費の支給準備をしています。

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業名	取組及び新規・拡充内容	令和6年2月末の状況
<p>子どもの居場所づくり支援事業 ≪こども青少年局 地域子育て支援課≫</p> <p>【市が把握している 子ども食堂数】 H28年7月 39か所 R5年8月 193か所</p>	<p>子ども食堂等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。</p> <p>○子どもの居場所づくり活動支援補助金の交付</p> <p>○子どもの居場所づくり支援アドバイザーの派遣による相談支援</p> <p>○フードバンク等と連携した食材等の配付</p>	<p>○子どもの居場所づくり活動支援補助金：13件交付決定</p> <p>○子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金：70件交付</p> <p>○子どもの居場所づくり支援アドバイザーの派遣による相談支援：申請受付中</p> <p>○フードバンク等と連携した食材等の配付：延べ82団体へ支援を実施（令和5年12月末時点）</p>
<p>ひきこもり等困難を抱える若者への支援の推進 ≪こども青少年局 青少年育成課、 青少年相談センター≫</p>	<p>青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加に向けた支援を進めていきます。また、来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、SNSを活用した相談窓口を開設します。</p>	<p>来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、LINE相談窓口を9月に開設しました。39歳までの方とそのご家族などを対象に、毎日14～21時の間、専門の相談員がLINEチャットによる相談を実施しています。</p> <p>12月末時点延相談件数：1,221件</p>
<p>ヤングケアラーの支援に向けた取組 ≪こども青少年局 企画調整課、 こども家庭課 健康福祉局 障害施策推進課、 高齢在宅支援課 教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課≫</p>	<p>4年度に実施した実態把握調査の結果等を踏まえ、ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めていきます。</p> <p>○<u>広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向け研修等の推進</u></p> <p>○<u>ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援団体への補助</u></p> <p>○<u>家事や育児支援を必要とする家庭へのヘルパー派遣事業の充実</u></p> <p>○<u>関係機関の連携や支援の強化に向けた検討会の設置</u></p>	<p>ヤングケアラーについての理解が深まるよう広報啓発や研修を行うとともに、子育て支援のヘルパー確保予算の増や補助金による支援団体の育成に努めました。</p> <p>○<u>広報・啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特設ウェブサイトを開設しマンガ等による啓発を実施（12月15日～） ・市内市立・私立小・中・高校の児童生徒約27万人へ相談カードを配付、638校へポスターを配布 ・その他広報動画、SNS広告、映画広告、デジタルサイネージ等の配信。 <p>○<u>関係機関・支援者向け研修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・41回延べ1,000人参加（2月末見込） <p>○<u>支援団体への補助</u>：3団体</p> <p>○<u>ヘルパー確保予算増</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者への委託単価増、ひとり親家庭へのヘルパー派遣利用料の無料化 <p>○<u>学校で把握したヤングケアラーをスクールソーシャルワーカーが相談、支援を実施しました。</u></p> <p>○<u>ヤングケアラー支援に関する検討会を設置しました。</u></p>

<p>困難を抱える高校生支援事業(市立横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援) ≪教育委員会事務局 高校教育課≫</p>	<p>様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施します。</p> <p>○横浜総合高校において、無料で飲み物等を用意し、リラックスした友人との交流の場を提供するとともに、大学生や社会人との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談の実施 等</p> <p>○就業体験プログラム、<u>社会貢献活動・ボランティア活動</u>の実施</p>	<p><ようこそカフェ>※2月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：24回 ・参加人数：延べ 7,565人 <p><食育プログラム(ようこそカフェの開催に合わせて実施)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：24回 ・提供食数：7,383食 <p><就業体験></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：5回 ・参加人数：63人 <p><異年齢交流事業(放課後キッズクラブ・こども食堂)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：5回 ・参加人数：23人 <p><地域貢献事業(横総大感謝祭)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：1回 ・参加人数：15人
--	---	---

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和6年2月末の状況
<p>児童扶養手当 ≪こども青少年局 こども家庭課≫</p>	<p>ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します(年6回)。</p>	<p>ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、適正な審査及び円滑な手当の支給を行いました。</p>
<p>ひとり親家庭等自立支援事業 ≪こども青少年局 こども家庭課≫</p>	<p>ひとり親家庭等に対する就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めます。</p> <p>○日常生活支援事業：<u>利用者負担額を無償化</u>します。</p> <p>○思春期・接続期支援事業：<u>定員を80名から100名に増員</u>します。</p>	<p>○令和5年4月より、日常生活支援事業の利用者負担額を無償化しています。</p> <p>○思春期・接続期支援事業の定員数を100名に増やして実施しました。(利用決定数 111名)</p>
<p>ひとり親世帯等に対する減免制度 ≪こども青少年局 保育・教育運営課、地域子育て支援課≫</p>	<p>多様な保育ニーズに対応した一時預かりなどを経済的負担なく利用できる環境を整備します。</p>	<p>【ひとり親世帯に対する利用料減免】</p> <p>延べ利用人数実績 (令和6年2月末時点)</p> <p>乳幼児一時預かり事業 869人 一時保育事業 601人</p> <p>【横浜子育てサポートシステム事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月～利用登録申請の受付(登録件数181件) ・助成金の支払(制度開始～561件3,666千円)

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和6年2月末の状況
施設等退所後児童に対するアフターケア事業 ≪こども青少年局 こどもの権利擁護課≫	支援拠点（よこはま PortFor）の運営や、相談支援を実施するほか、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。また、 <u>公認心理師等による心理的ケアを実施するほか、大学等初年度納入金の支給額の上限を60万円から120万円に増額します。</u>	退所者等が気軽に集える居場所「よこはま PortFor」を運営し、就労や進学、生活全般の様々な相談やメールマガジン等での情報発信及び支援を実施しています。 心理的ケアについては、心理担当職員による個別面談など実施しています。また、初年度納入金の拡充については施設や児童相談所への共有、対象者への案内や制度説明を実施し、17件の助成を実施しています。

特集4

子どもの 貧困対策

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画（4年度～8年度）」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

6年度は、子どもの生活・学習支援など、将来の自立に向けた基盤づくりを着実に推進します。

また、ひきこもり等困難を抱える若者への支援の充実やヤングケアラーへの支援として、新たにSNSを活用した相談を実施するとともに、ひとり親世帯に対する自立支援を拡充します。

令和6年度の重点取組

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	寄り添い型生活支援事業 ＜拡充＞ 【3億5,214万円】	養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣（簡単な調理、歯磨き、宿題など）の習得のための支援を実施します。また、 <u>支援の充実に向けた調査・検討を実施します。</u> ○実施か所数 18区・21か所
(2)	寄り添い型学習支援事業 《健康福祉局》 【3億341万円】	将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。 ○実施か所数 18区・40か所（5年度：40か所）
(3)	放課後学び場事業 《教育委員会事務局》 【3,466万円】	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施します。 ○実施校：36校（小学校）、72校（中学校※委託による運営を含む）
(4)	就学奨励事業 《教育委員会事務局》 【21億3,008万円】	経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助し、就学を奨励します。また、小・中学校への入学前に学用品等を購入するための入学準備費を支給します。 小・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減するため、就学奨励費を支給します。

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	こども食堂等支援事業 ＜拡充＞ 【1,680万円】	こども食堂等の地域の取組が推進されるよう支援に取り組みます。フードバンク等と連携した食材等の配付のほか、 <u>こども食堂等の取組に対する補助の上限額を引き上げます。</u> また、 <u>こども食堂等ネットワークを区ごとに構築し、関係団体同士の連携を強化します。</u> <u>（補助上限額：10万円→24万円（開催1回につき1万円））</u>
(2)	ひきこもり等困難を抱える若者への支援の推進 ＜拡充＞ 【3億8,686万円】	青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加に向けた支援を進めていきます。 <u>不登校やひきこもり経験等のある当事者をピアサポーターとして委任し、相談支援への協力や研修で体験談発表等を行う「ピアサポーター事業」を実施します。</u>

事業・取組名		主な取組内容等
(3)	ヤングケアラーの支援に向けた取組<拡充> 《こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局》 【4,688 万円】	ヤングケアラーの負担の軽減や本人やその家族を見守り・支える環境づくりを進めます。 ○ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援団体への補助 ○SNSを活用した相談の実施 ○広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向けの研修の推進 ○庁内及び関係機関との支援体制の構築
(4)	困難を抱える高校生支援事業（市立横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援）<拡充> 《教育委員会事務局》 【580 万円】	様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施します。 ○横浜総合高校内のフリースペースでの軽食の提供等による、友人・大学生等との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談等 ○就業体験プログラム（他の定時制高校への展開）、社会貢献活動・ボランティア活動の実施

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	児童扶養手当<拡充> 【89 億 4,788 万円】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します（年6回）。 <u>制度改正により令和6年11月分から拡充します。（拡充後の初回支給は令和7年1月）</u> ○所得制限限度額の引上げ ○第3子以降の支給額を第2子と同額に引上げ
(2)	ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 【5 億 5,594 万円】	ひとり親家庭等に対する総合的な自立支援を進めます。 ○自立支援教育訓練給付金事業： <u>所得要件を撤廃、一部訓練の給付額を増額</u> ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業： <u>所得要件を撤廃</u> ○高等職業訓練促進給付金等事業： <u>所得要件を緩和</u> ○母子家庭等就業・自立支援センター事業： <u>就労支援員を増員</u> ○思春期・接続期支援事業： <u>子への学習支援実施期間を3か月から6か月に延長</u> ○養育費確保支援事業： <u>A D R（裁判外紛争解決手続き）や弁護士費用を助成</u> ○ひとり親家庭受験料補助事業： <u>大学等を受験した際の受験料を助成</u>
(3)	ひとり親世帯フードサポート事業<新規> 【200 万円】	<u>物価高騰等により困窮しているひとり親世帯のために、母子福祉団体が実施する食品配付会の運営費用を助成します。</u>
(4)	ひとり親世帯等に対する減免制度 【1 億 379 万円】	多様な保育ニーズに対応した一時保育などを経済的負担なく利用できる環境を整備します。

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業・取組名		主な取組内容等
	施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充> 【7,707 万円】	支援拠点（よこはま PortFor）の運営や、相談支援を実施するほか、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップや、公認心理師等による心理的ケアを実施します。 ○家賃の支給対象をアルバイトが制限される就職活動の期間まで拡大 ○社会的養護経験者の支援ニーズ等を把握するための実態調査を実施

基本施策⑦

13		ひとり親家庭等の自立支援		事業内容	
本年度	千円	557,937		<p>ひとり親家庭に対して、就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。</p> <p>1 ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 5億5,594万円 (4億1,437万円)</p> <p>(1) <u>自立支援教育訓練給付金事業<拡充></u> 特集4 主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。6年度から所得要件を撤廃します。また、<u>専門実践教育訓練の給付額を増額</u>します。</p> <p>(2) <u>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業<拡充></u> 特集4 ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。6年度から所得要件を撤廃します。</p> <p>(3) <u>高等職業訓練促進給付金等事業<拡充></u> 特集4 看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。6年度から所得要件を緩和します。</p> <p>(4) <u>高等職業訓練促進資金貸付事業</u> 高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要となる住宅支援資金の貸付を行います。</p> <p>(5) <u>日常生活支援事業</u> ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。</p> <p>(6) <u>母子家庭等就業・自立支援センター事業（ひとり親サポートよこはま）<拡充></u> 特集4 ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー、ひとり親の親講座等を関係機関と連携して実施し、自立を支援します。6年度から<u>就労支援利用の所得要件撤廃</u>にあたり、<u>就労支援員を増員</u>します。 ＜社会福祉基金を活用＞</p> <p>(7) <u>父子家庭の交流事業</u> 父子家庭向けの交流会を実施し、当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に必要とされる情報の提供に取り組みます。</p> <p>(8) <u>思春期・接続期支援事業<拡充></u> 特集4 親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。6年度は、<u>子への学習支援実施期間を3か月から6か月に延長</u>します。＜社会福祉基金を活用＞</p> <p>(9) <u>養育費確保支援事業<拡充></u> 特集4 調停申立や公正証書の作成の費用等（収入印紙代や手数料等）及び養育費保証契約にかかる費用の補助を行います。6年度は、<u>ADR（裁判外紛争解決手続き）や弁護士費用の助成を新設</u>します。 ＜社会福祉基金を活用＞</p> <p>(10) <u>ひとり親家庭自立支援計画策定事業<拡充></u> <u>5年度に実施のひとり親世帯アンケートを踏まえ、6年度には関係団体へのヒアリングや、市民意見募集も実施した上で、第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画（7年度～11年度）を策定</u>します。</p> <p>(11) <u>ひとり親家庭受験料補助事業<新規></u> 特集4 <u>児童扶養手当受給水準所得のひとり親世帯の子が大学等を受験した際の受験料を助成</u>します。</p> <p>2 ひとり親世帯フードサポート事業<新規> 特集4 200万円 (新規) 物価高騰等により困窮しているひとり親世帯のために、母子福祉団体が実施する食品配付会の運営費用を助成します。</p>	
前年度		414,366			
差引		143,571			
本年度の財源内訳	国	349,724			
	県	—			
	その他	21,569			
	市費	186,644			

第 5 期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条の規定に戻つき、本市では、平成 15 年度から「横浜市ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、福祉サービスや自立支援のための施策を総合的かつ計画的に展開し、ひとり親家庭に対する効果的な支援が提供されるよう取り組んできました。

現行の第 4 期計画の期間が令和 6 年度で終了するため、令和 5 年度から 6 年度にかけて第 5 期計画（計画期間 令和 7～11 年度）の策定を行います。

< 策定スケジュール（予定） >

・ 令和 5 年度

- 1～2 月 本市の住民基本台帳から抽出したひとり親世帯（4,000 世帯）に対してアンケート調査を実施
- 3 月 自立支援団体等へ計画策定に向けたヒアリングを実施する旨連絡、調整を開始

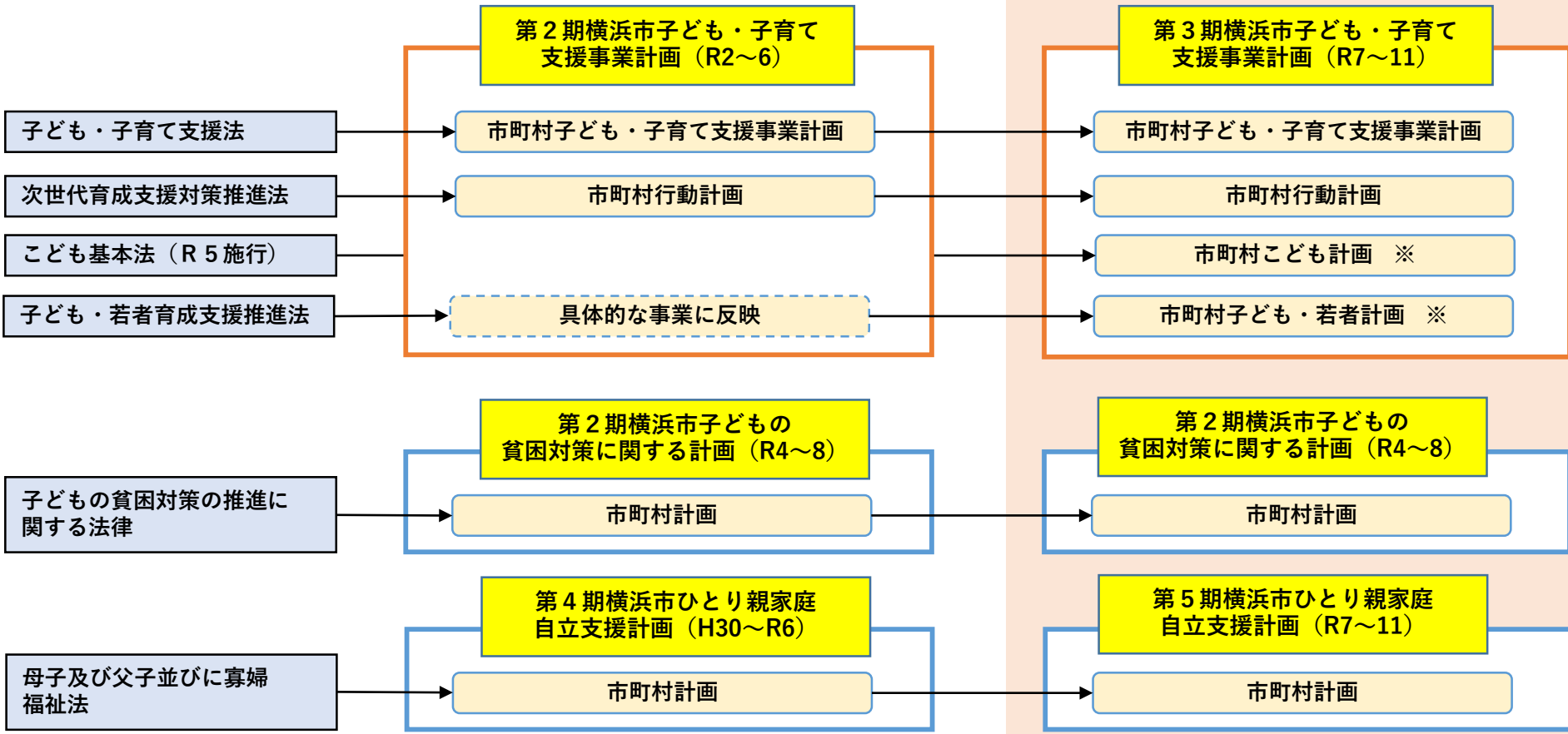
・ 令和 6 年度

- 4～8 月 計画素案立案、計画策定委員会（仮称）で審議
- 9～10 月 素案について市民意見聴取
- 11～1 月 計画原案策定
- 2～3 月 令和 7 年第 1 回市会定例会で報告

(法的根拠)

令和6年度まで

令和7年度以降



「よこはま子ども・若者相談室」 若者の悩みに応える **LINE 相談** を拡充します ～11月2日から“毎日”実施～

様々な悩みごとを抱える子ども・若者とそのご家族の方を対象に心理カウンセラー等、専門の相談員が LINE チャット※1 による相談をリアルタイムで受け付けています。

現在相談日は週3日(月・水・日 年末年始除く)ですが、11月2日から相談日を拡充し毎日(年末年始含む)実施します。

※1 LINE チャット

LINE 公式アカウントを開業している企業や店舗が、日常的に使っている LINE アプリのトーク機能を通じて、友だちになっているユーザー一人ひとりとコミュニケーションが取れる機能

相談受付日時

毎日(土・日・祝日・年末年始を含む)
14時から21時まで

LINE 公式アカウント名

「よこはま子ども・若者相談室」

選べる相談メニュー

- ・友人関係や進学・就職など悩みごと全般のご相談
- ・ひきこもりに関するご相談

相談できる方

横浜市内在住の子ども・若者やそのご家族

相談開始方法

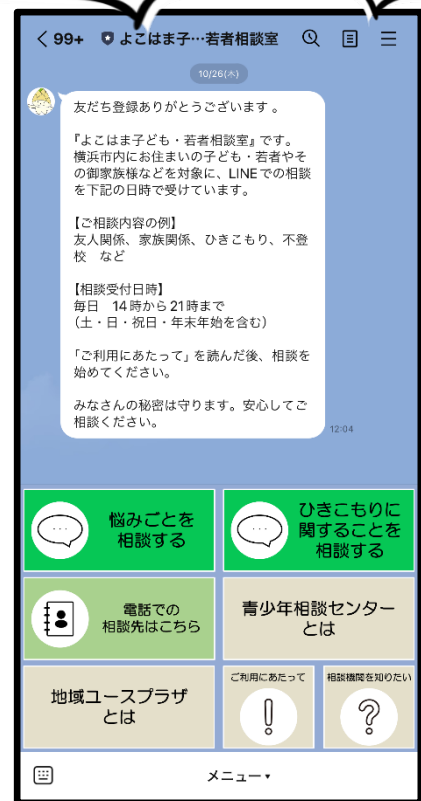
二次元コードから
「友だち追加」をしてください。



相談は**無料**です

※通信料は自己負担となります。

秘密は守ります



トーク画面イメージ

お問合せ先

こども青少年局青少年育成課長 森脇 美也子 Tel 045-671-2297

周知カードデザイン 小学4年生以上への全数配付

① 小学生向け

こまったとき、かなしいとき、
なやみごとがあるとき ...
LINE で話してみてね。



LINE 公式アカウント
よこはま子ども・若者相談室

わかもの そうだんしつ
よこはま子ども・若者相談室
にじげん とも ついせ
二次元コードから友だち追加してね



<発行> 横浜市こども青少年局青少年育成課
TEL: 045-671-2324 / FAX: 045-663-1926

令和5年11月

おともだちのこと、おうちのこと、
なにか話をきいてほしいことがあったら
LINE で相談できるよ！

LINE 公式アカウント よこはま子ども・若者相談室

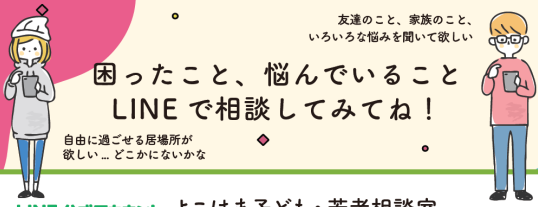
おもて にじげん とも ついせ
表の二次元コードから友だち追加してね！
なや しょうだん へんじ
「悩みごとを相談する」をおすと、お返事がくるよ！

まいにち こごじ こごじ
毎日 午後2時から午後9時まで



② 中学校1・2年生向け※拠点記載有

友達のこと、家族のこと、
いろいろな悩みを聞いて欲しい
困ったこと、悩んでいること
LINE で相談してみてね！



自由に過ごせる居場所が
欲しい...どこかにないかな

LINE 公式アカウント よこはま子ども・若者相談室

相談日時 毎日14時から21時まで(土日・祝日・年末年始を含む)

対象者 横浜市内在住の39歳までの方とそのご家族など
二次元コードから友だち追加してね

<発行> 横浜市こども青少年局青少年育成課
TEL: 045-671-2324 / FAX: 045-663-1926


令和5年11月

放課後や休日に自由に活動できる場所

対象者：中・高校生世代の方

- ▶ 青少年の地域活動拠点
- ▶ 青少年交流・活動支援スペース

詳細はこちら



南区	「吉野駅」 M-base	都筑区	「センター北駅」 つつきMYプラザ
保土ヶ谷区	「天王町駅」 ハッピースクエア	栄区	「本郷台駅」 フレンズ☆SAKAE
磯子区	「磯子駅」 イソカツ	青葉区	「市が尾駅」 あおばコミュニティ・テラス
金沢区	「金沢文庫駅」 カナカツ	中区	「板木町駅」 さくらリビング

周知カードデザイン 関係機関へ送付

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

③ 中3（15歳以上）向け ※三機関・拠点・ふあんみつけ記載有

居場所や相談先を見つけよう!

自由にすごせる場所があるよ!

もやもやすることがある...
誰かに聞いてほしい

LINEでも気軽に相談できるよ!

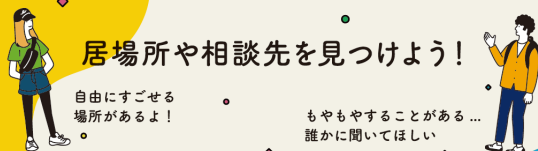

LINE 公式アカウント よこはま子ども・若者相談室

相談開始 令和5年9月3日から

相談時間 毎日14時から21時まで(土・日・祝日・年末年始含む)

対象者 市内在住の39歳までの方とご家族など

相談はこちら


放課後や休日に自由に活動できる場所

対象者：中・高校生世代の方

- ▶ 青少年の地域活動拠点
- ▶ 青少年交流・活動支援スペース

詳細はこちら

南区 「日野町駅」 M-base	郡南区 「センター駅」 つづきMYプラザ
保土ヶ谷区 「天王町駅」 ハッピーステア	栄区 「新栄日駅」 フレンズ☆SAKAE
磯子区 「磯子駅」 イソカツ	青葉区 「日が丘駅」 あおばコミュニティテラス
金沢区 「金沢光南駅」 カナカツ	中区 「新木町駅」 さくらリビング



高校生世代の居場所や相談先をみつける横浜市の情報サイト

ふあんみつけ

- ・ひとりでもつろげる場所を探したい!
- ・イベントに参加してみたい!
- ・相談したいけど、どこに相談すればいいのかなあ

そんな時はこの【ふあんみつけ】を使ってみて!

詳細はこちら

<発行> 横浜市子ども青少年局青少年育成課
TEL : 045-671-2324 / FAX : 045-663-1926 令和5年11月



横浜市青少年相談センター 「星川駅」から徒歩2分

対象者：市内在住の15歳(中学3年生)~39歳までの方とご家族

- ・友人関係で悩んでいる
- ・家族とうまくいかない
- ・生きるのがつらい
- ・外に出るのが不安、学校に行けない...など

どんな悩みごとでも気軽に相談してください
平日 8時45分~17時

045-752-8366

詳細はこちら



地域ユースプラザ 不登校、ひきこもりの総合相談
ひきこもりからの回復期にある若者の居場所

月~土 11時~19時(第3月曜、日曜、祝日、年末年始はお休み)

対象者：市内在住の15歳(中学3年生)~39歳までの方とご家族

よこはま東部ユースプラザ 045-642-7001
「鶴見駅」 「京急鶴見駅」より徒歩10分

よこはま西部ユースプラザ 045-744-8344
「二俣川駅」より徒歩2分

よこはま南部ユースプラザ 045-761-4313
「磯子駅」より徒歩5分

よこはま北部ユースプラザ 045-948-5503
「センター南駅」より徒歩6分

詳細はこちら



地域若者サポートステーション 予約制

働くことに悩みを抱えている方の支援

対象者：中学校卒業後~49歳までの方とご家族

よこはま若者サポートステーション
「磯子駅」より徒歩7分

よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライト
「新横浜駅」より徒歩2分
045-290-7234 (番号共通)

湘南・横浜若者サポートステーション
「大船駅」より徒歩5分
0467-42-0203

詳細はこちら



周知カードデザイン 15歳以上全数配付・関係機関へ送付

④ ひきこもり明記版 ※青少年相談センター記載

よこはま子ども・若者相談室

ひきこもりLINE相談

相談はこちら

LINE

匿名 相談無料 秘密厳守


相談期間 令和5年9月3日から

相談時間 毎日 14時から21時まで
(土・日・祝日・年末年始含む)

対象者 横浜市内在住の39歳までの方や
そのご家族など

横浜市こども青少年局

ひきこもり・不登校
友人や家族に関する事など
今あなたが抱えている気持ちを教えてください



お電話での相談はこちら

横浜市青少年相談センター

045-752-8366

対象者：横浜市内在住のおおむね15歳から39歳までの方とご家族
相談時間：平日8時45分から17時まで (祝日・年末年始を除く)

ひとりで悩まずに、まずはお気軽にご相談ください

横浜市

よこはま
こども未来
応援ガイドブック



子どもの事
家庭や生活の事
相談しよう!

Ask us anything!



Yokohama

Guidebook to Support Children's Futures

INTRODUCTION OF SUPPORT FOR CHILD-REARING AND FAMILY FINANCES

よこはまこども未来応援ガイドブック

支援制度があることを知らない、具体的な手続きが分からない
中高生や学齢期の子育てをしている方へ
子どもの将来の自立に向けた支援や生活基盤を
整えるための家庭に対する支援、相談窓口を知ってもらう冊子です。



子ども・若者への支援

- 授業のサポート・進学資金について P01-02
- 学用品や学校の給食費について P02
- 放課後の居場所について P03
- 子どもの就職について P04
- ひきこもりや不登校について P04

家庭への支援

- ひとり親家庭の生活費について P05-06
- 住宅探しについて P06
- 家賃の支払いについて P06



子ども・若者への支援



子どもを学習塾に通わせたいけれど、
費用が支払えなくて困っています。
授業の予習や復習をサポートしてもらえませんか。



1 放課後学び場事業

一部の横浜市立の小・中学校では、家庭での勉強が難しかったり、学習習慣が十分身につけていない小・中学生に対して、大学生や地域に住む人などの協力により勉強のお手伝いをしています。学習習慣を身につけるとともに、基本的な学力を高め、参加した子どもが自己肯定感を持つなど、将来の夢を育むことを目的としています。放課後学び場事業の実施状況については、お選いの学校に直接お問い合わせください。

教育委員会事務局

学校支援・地域連携課地域連携係

☎ 045-671-3278 土日祝・年末年始を除く

✉ ky-gakkoushien@city.yokohama.jp

各学校の実施状況については、学校に直接お問い合わせください。



2 寄り添い型学習支援事業

いろいろな理由で、生活に困っている、養育が難しいなどの課題を抱えている世帯の子どもに対して、高校進学に向けた勉強のお手伝いや高校生世代支援を行っています。主に大学生などのボランティアによる学習支援スタッフが個別に勉強をお手伝いし、学力を高めることに加え、将来自立した生活を送ることができるようにいろいろな部分での成長を手助けします。

各区福祉保健センター生活支援課(裏表紙)



子どもの進学資金が不足しています。足りない分を借りることはできますか。

3 高等学校奨学金事業

学業成績が優秀で、経済的な理由により高等学校の修学が難しい方に対して、返還の必要がない奨学金を支給します。

対象者:保護者が横浜市内在住である高校生で、世帯収入が少なく学費の支払が難しい方。応募には、学業成績の要件があります。

支給額:1か月5,000円(1年間に60,000円)

奨学生に採用されると、原則、卒業まで毎年継続して支給されます。

募集時期:募集は年1回です。募集は3月中旬頃に横浜市ホームページで公開します。

教育委員会事務局学校支援・地域連携課

☎ 045-671-3474 土日祝・年末年始を除く

✉ ky-gakkoushien@city.yokohama.jp



4 高等教育の修学支援新制度

大学や専門学校などで安心して学んでいただくため、「授業料・入学金の免除または減額(授業料等減免)」と「給付型奨学金の支給」の2つの支援があります。

対象者:「世帯収入や資産の要件を満たしていること」「進学先で学ぶ意欲がある学生であること」の2つの要件に合う学生全員。

支援を受けられる金額:それぞれの状況(世帯収入、進学先の学校の種類(大学、短期大学、高等専門学校、専門学校)、一人暮らしなど)によって異なります。

独立行政法人日本学生支援機構

☎ 0570-666-301



5 高等学校の 就学支援金・学び直し支援金

就学支援金:国公立・私立は問わずに、所得などの要件を満たす世帯に対して、授業料(の一部)の負担を軽減します。

学び直し支援金:高等学校等を中途退学した方が、再び高等学校等で学び直す場合の授業料の負担を軽減します。

[横浜市立]

横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課/各学校

☎ 045-671-3474 土日祝・年末年始を除く

✉ ky-gakkoushien@city.yokohama.jp

[神奈川県立]

神奈川県教育庁行政部財務課

☎ 045-210-8113 土日祝・年末年始を除く



[私立]

神奈川県福祉子どもみらい局

子どもみらい部私学振興課

☎ 045-210-3793 土日祝・年末年始を除く



学用品や学校の給食費を支払うことが難しいです。

6 就学奨励事業

お子さんを横浜市立の小学校・中学校・義務教育学校へ通学させるのに、経済的な理由でお困りの保護者に対して、学用品費や給食費などを奨励します。

対象者:児童扶養手当を受給されている方、その他経済的にお困りの方で世帯全体の所得が限度額以下の方など、経済的な理由によりお子さんを就学させることが難しいご家庭。

内容:学用品費、入学準備費、遠足などの校外活動費、修学旅行費、学校給食費など。

申請方法は、お子さんがお通いの学校を通じてお知らせします。

教育委員会事務局 学校支援・地域連携課

☎ 045-671-3270 土日祝・年末年始を除く

✉ ky-shuugaku@city.yokohama.jp



放課後に子どもが過ごせる場所がありますか。



7 放課後キッズクラブ

小学生の放課後の居場所として、全小学校に設置しています。全ての小学生に対する「遊び場」や、学校から帰ったときに仕事など家族が家にいない小学生に対する「生活の場」を提供します。

利用区分	わくわく 【区分1】	すくすく	
		ゆりやけ【区分2A】	ほしぞら【区分2B】
利用目的	遊び場	遊び場+生活の場	
利用対象	小学生	学校から帰った時に仕事などで家族が家にいない小学生(留守家庭児童)	
利用日	月～金	月～土	
利用時間	放課後～16:00 ※学校休業日は クラブが指定する 2時間程度	放課後～17:00	放課後～19:00
		※土曜は8:30～、 学校休業日は8:00～	
月額 利用料	無料	2,000円 (7-8月:2,500円)※	5,000円 (7-8月:5,500円)※
		※生活保護・市民税所得割非課税・就学援助世帯は上限2,500円/月額まで減免	

(制度に関すること)子ども青少年局放課後児童育成課

☎ 045-671-4068 土日祝・年末年始を除く

✉ kd-houkago@city.yokohama.jp



申込等の詳細はご利用になる放課後キッズクラブにお問合せください。

8 放課後児童クラブ

就労などにより昼間や放課後の時間帯に保護者がいない小学生に対し、一軒家や集合住宅などで遊びと生活の場を提供します。開所時間や利用料などはクラブによって異なります。

(制度に関すること)子ども青少年局放課後児童育成課

☎ 045-671-4446 土日祝・年末年始を除く

✉ kd-houkago@city.yokohama.jp



申込等の詳細はご利用になる放課後児童クラブにお問合せください。

9 地域における子どもの居場所

子どもたちがみんなで食事や勉強ができる居場所で、地域の身近な人たちが運営しています。「地域の取組を探す」で、家から近い居場所を見つけたら、気軽に参加してみてください。

地域の取組を探す



10 プレイパーク

木登りや泥んこ遊びなど、日常なかなかできなかった遊びを通じて、子どもたちの自主性や冒険心を育み、生き生きと活動するための遊び場・居場所です。横浜市内に24か所あり、誰でも無料で利用することができます。

子ども青少年局放課後児童育成課

☎ 045-671-4446 土日祝・年末年始を除く

✉ kd-houkago@city.yokohama.jp



11 青少年の地域活動拠点

中学生・高校生世代の青少年が、放課後や休日にスタッフや他の利用者と交流できるフリースペースがあり、「誰でも」「いつでも」「誰とでも」つながりを持つことができます。また、地域でのボランティア活動や青少年自身が企画するイベント開催など、家庭や学校などでは得ることのできない交流や体験の機会を提供し、青少年の社会参画に向かう力を育みます。青少年の方であればどなたでもご利用できますので、お気軽に各拠点へお越しください。

子ども青少年局青少年育成課

☎ 045-671-2324 土日祝・年末年始を除く

✉ kd-ikusei@city.yokohama.jp



12 高校生世代の居場所や相談先を見つける 横浜市情報サイト「ふぁんみっけ」

高校生世代の「FUN(楽しみ)」と「不安(ふぁん)」に向き合う方法を見つける情報サイトです。ゆっくり過ごしたり、勉強ができる場所、不安や悩みを相談できる場所などを探すことが出来ます。また、大学生ボランティアが、様々な活動場所を取材し、作成したレポートも見る事ができるので、同世代の目線で、どのような場所でどのような雰囲気かを知ることができます。

子ども青少年局青少年育成課

☎ 045-671-2324 土日祝・年末年始を除く

✉ kd-ikusei@city.yokohama.jp



働くことに悩んでいます。将来が不安です。

13 地域若者サポートステーション

働くことに踏み出したい中学卒業後から49歳までの若者と
そのご家族に対し、一人ひとりが抱えている課題に合わせた
支援を行っています。若者支援の専門家である相談員が
じっくりと話を聞く継続的な個別相談を中心に、履歴書の
書き方や面接の受け答えの指導などを行うセミナー、協力
企業で実際に働いてみる職場体験プログラム(ジョブトレ
ニング)など、皆さんが社会に一步踏み出す勇気を持てる
まで伴走していきます。また、支援を受けて就職した後も、
働き出してからの悩みや不安などに関する相談支援も行っ
ています。

よこはま若者サポートステーション

☎ 045-290-7234

受付時間:月~土 10:00~18:00(予約制)

毎月第3月曜(第3月曜が祝日の場合第2月曜)・日祝・年末年始を除く



湘南・横浜若者サポートステーション

☎ 0467-42-0203

受付時間:月~金 10:00~18:00(予約制)

月日祝・年末年始を除く



子どもが外に出られず悩んでいます。
家族とうまくコミュニケーションがとれません。



14 地域ユースプラザ

おおむね15歳から39歳までの若者に対し、不登校やひき
こもりなどの地域における若者の総合相談や居場所の運営を
行っています。電話や来所での相談のほか、音楽やスポーツ
などのさまざまな講座も開催しています。居場所では、一人
で本を読んだり、スタッフとゲームするなど、自由に過ごすこ
とができます。また、興味のある講座に参加し、利用者同士
の交流を深めたり、社会体験・就労体験プログラムを通じて、
地域で活動するなど、自立への一歩を踏み出せるように支援
しています。

よこはま東部ユースプラザ

☎ 045-642-7001 受付時間:月~土 11:00~19:00

毎月第3月曜(第3月曜が祝日の場合第2月曜)・日祝・年末年始を除く



よこはま西部ユースプラザ

☎ 045-744-8344 受付時間:月~土 11:00~19:00

毎月第3月曜(第3月曜が祝日の場合第2月曜)・日祝・年末年始を除く



よこはま南部ユースプラザ

☎ 045-761-4313 受付時間:月~土 11:00~19:00

毎月第3月曜(第3月曜が祝日の場合第2月曜)・日祝・年末年始を除く



よこはま北部ユースプラザ

☎ 045-948-5503 受付時間:月~土 11:00~19:00

毎月第3月曜(第3月曜が祝日の場合第2月曜)・日祝・年末年始を除く



15 青少年相談センター

不登校やひきこもりなど、いろいろな問題に悩みを抱えている
おおむね15歳から39歳までの若者とそのご家族に対し、
社会参加に向けた継続的な支援を行っています。電話や
来所での相談のほか、若者本人に対し、同世代との交流を
目的とする創作やスポーツなどのグループ活動、販売や接客
業務などの体験プログラムを実施しています。また、ご家族
に対し、親としての悩みや不安を安心して語り、分ち合う
ことができる保護者の集いや、家族向けの情報提供や家族
同士の交流を図るセミナー・勉強会なども行っています。
一人ひとりの状況に応じた支援を行い、これからのことを
一緒に考えていきます。

子ども青少年局青少年相談センター

☎ 045-752-8366

受付時間:月~金 8:45~17:00 日祝・年末年始を除く





家庭への支援



離婚しました。
仕事と子育ての両立ができるか不安です。
特に生活費のことが気になります。



16 母子父子寡婦福祉資金貸付

お子さんが高校や、専門学校、大学等に通う時に必要な学校の費用などの貸付や、ひとり親家庭のお母さん又はお父さんが、就職に必要な資格を取るために学校に通う時の学校の費用等の貸付を行っています。その他にも理由によっては貸付ができる場合もあるので、詳しくはお住まいの区役所子ども家庭支援課に相談してください。貸し付けたお金は将来返してもらう必要がありますので、その時に返せるかどうかを確認するために、収入の状況などを教えてもらいます。なお、収入の状況によって、お金を借りることができませんので、ご注意ください。

各区福祉保健センター子ども家庭支援課
(裏表紙)



17 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の方が医療機関で受診したときに、窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成します。ただし、他の医療費助成や生活保護などを受けている方は除きます。(所得制限があります)

各区福祉保健センター保険年金課



18 児童扶養手当

ひとり親家庭等の方に対し、支給します。支給期間は児童が18歳になった後の最初の3月(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)までです(所得制限があります)。支給資格の確認に必要な書類は、人によって異なるため、お住まいの区役所子ども家庭支援課までご相談ください。

各区福祉保健センター子ども家庭支援課
(裏表紙)



19 ひとり親家庭等自立支援事業

母子・父子家庭自立支援給付金事業:ひとり親家庭の方が、就職するために通学や通信講座などで必要な資格などを取ろうとする場合に、学校の費用や勉強している期間の生活費の補助を行います(母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金、母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金)。

子ども青少年局子ども家庭課

☎ 045-671-2390 土日祝・年末年始を除く

✉ kd-kokatei@city.yokohama.jp



母子家庭等就業・自立支援センター事業:ひとり親サポートよこはま(横浜市母子家庭等就業・自立支援センター)では、ひとり親家庭の方(原則、児童扶養手当受給者)に対し、就職の相談を行っています。一人ひとりに合わせた計画を作成し、きめ細やかに就職活動を支援します。また、法律や離婚などの、生活に関する様々な相談にも応じます。

ひとり親サポートよこはま

就業相談 ☎ 045-227-6337

その他の相談 ☎ 045-663-4188

受付時間:月~金 9:00~17:00 土日祝・年末年始を除く



ひとり親家庭の しおり

母子家庭、父子家庭および
寡婦の方々に関連する
福祉制度のあらましについて
まとめたものです。
ぜひご覧ください。



仕事が減ってしまって、今後の生活費に困っています。



20 生活保護

収入や資産、他の制度などを活用しても、生活費や医療費に困ったときに、自立した生活が送れるよう支援する制度です。

各区福祉保健センター
生活支援課(裏表紙)



21 生活困窮者 自立支援事業

生活にお困りの方、またはそのおそれのある方へ、就労に向けた支援や家計の見直しなど継続的な相談支援を行います。

各区福祉保健センター
生活支援課(裏表紙)



住居を探しています。家賃が安いアパートに引っ越したいです。

22 市営住宅申込時の優遇

住宅に困っている子育て世帯、多子世帯やひとり親世帯に対して、市営住宅の入居者募集の際に当選倍率を3倍に優遇しています。また、団地内の高齢化が進んでいる住宅に限定して、同居者に中学校卒業までの子がいる子育て世帯の当選倍率を20倍に優遇しています。定期募集は年2回(4、10月)実施しています。

建築局市営住宅課

☎ 045-671-2923 土日祝・年末年始を除く

✉ kc-shiejutaku@city.yokohama.jp



24 横浜市居住支援協議会

住まい探しにお困りの方に情報提供・相談対応を行っています。相談内容に応じて、住宅の紹介、福祉支援窓口の紹介、居住支援サービスの紹介などを行います。相談は電話、窓口、FAX、メール(ホームページのお問い合わせフォーム)で受け付けています。相談料は無料です。

横浜市居住支援協議会相談窓口

☎ 045-451-7812

受付時間: 10:00~17:00 土日祝・年末年始を除く



23 子育て世帯向け地域優良賃貸 住宅事業(子育てりぶいん)

子育てしやすい民間の住宅を横浜市が「子育てりぶいん」として認定し、入居する世帯の家賃の一部を助成しています。

対象者:世帯月収額が21万4千円以下で18歳未満の子供がいる世帯(妊娠中でも入居することができます)。

内容:最大で1か月4万円を助成(最長6年間)。なお、6年未満であっても、対象要件を満たさなくなった場合は助成がなくなります。また、助成期間の終了後も、継続して住み続けることができます。

建築局住宅政策課

☎ 045-671-4121 土日祝・年末年始を除く

✉ kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp



25 住宅セーフティネット事業

住まいの確保にお困りの方の入居を拒まない賃貸住宅です。横浜市では要件を満たした一部のセーフティネット住宅に対し、家賃及び家賃債務保証料等について、最大8万円補助を行っています(家賃補助付きセーフティネット住宅)。家賃補助付きセーフティネット住宅に入居を希望される方は別途入居者審査を受けていただく必要があります。

建築局住宅政策課

☎ 045-671-4121 土日祝・年末年始を除く

✉ kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp



家賃の支払いに困っています。



26 住居確保給付金 (生活困窮者自立支援事業)

就職や営業等に伴い収入が減少し、生活にお困りの方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。

各区福祉保健センター生活支援課(裏表紙)



各区福祉保健センター こども家庭支援課

土日祝・年末年始を除く

鶴見区	045-510-1797
神奈川区	045-411-7113
西区	045-320-8470
中区	045-224-8171
南区	045-341-1152
港南区	045-847-8410
保土ヶ谷区	045-334-6353
旭区	045-954-6117
磯子区	045-750-2525
金沢区	045-788-7772
港北区	045-540-2340
緑区	045-930-2332
青葉区	045-978-2457
都筑区	045-948-2349
戸塚区	045-066-0460
栄区	045-894-8959
泉区	045-800-2465
瀬谷区	045-367-5760

各区福祉保健センター 生活支援課

土日祝・年末年始を除く

鶴見区	045-510-1782
神奈川区	045-411-7103
西区	045-320-8407
中区	045-224-8241
南区	045-341-1203
港南区	045-847-8404
保土ヶ谷区	045-334-6314
旭区	045-954-6104
磯子区	045-750-2405
金沢区	045-788-7814
港北区	045-540-2329
緑区	045-930-2318
青葉区	045-978-2446
都筑区	045-948-2311~2312
戸塚区	045-066-0431
栄区	045-894-8400
泉区	045-800-2305
瀬谷区	045-367-5705

わからない
事があれば
相談しよう！



よこはまこども未来応援ガイドブック

令和5年3月発行

横浜市こども青少年局企画調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 ☎ 045-671-4281 📠 045-663-8061

✉ kd-kikaku@city.yokohama.jp

